

薬生食輸発 0831 第 2 号  
平成 29 年 8 月 31 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(さけの AquAdvantage)

標記については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号（最終改正：平成 29 年 8 月 31 日付け薬生食輸発 0831 第 1 号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、米国企業が開発し、本邦では安全性未審査である遺伝子組換えさけがパナマで養殖され、カナダにおいて流通していることが判明し、また、当該遺伝子組換えさけの検査方法が、平成 29 年 8 月 31 日付け生食発 0831 第 6 号「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法の一部改正について」にて通知されました。

については、モニタリング通知の別添「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」中、「IV-vi 遺伝子組換え」を下記のとおり改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 1 対象（1）安全性未審査の遺伝子組換え食品に、

カ. さけ及びその加工品

を追加する

2. 1 対象（2）検査項目及び検査件数に、

カ. AquAdvantage

検査件数は、カナダ、パナマ及び米国から輸入されるさけ及びその加工品（さけフレーク等）59 件とする。

を追加する。

3. 2 検査方法（1）検体の採取の、

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 4 号。最終改正：平成 29 年 7 月 20 日付け生食発 0720 第 3 号）

を

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 4 号。最終改正：平成 29 年 8 月 31 日付け生食発 0831 第 6 号）

に改める。

#### 4. 2 検査方法（2）試験方法の、

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 4 号。最終改正：平成 29 年 7 月 20 日付け生食発 0720 第 3 号）

を

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 4 号。最終改正：平成 29 年 8 月 31 日付け生食発 0831 第 6 号）

に改める。